

# 計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

阪神間都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

## 1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 70.2 ha ( 702,634 m <sup>2</sup> )

## 2 都市計画生産緑地地区中、食満5丁目2-1を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
食満5丁目2-1	約 0.12 ha ( 1,179 m <sup>2</sup> )	約 0.10 ha ( 976 m <sup>2</sup> ) の減

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

尼崎市では、市街化区域内にある緑地機能の優れた農地等を、計画的、永続的な保全を図るため生産緑地地区に指定している。

この度、生産緑地法第10条第1項の規定に基づく買取り申出に起因して、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域について、生産緑地地区の変更を行う。

以 上

<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 〔上段:ha〕 〔下段:m <sup>2</sup> 〕	増減 〔上段:ha〕 〔下段:m <sup>2</sup> 〕	変更後面積 〔上段:ha〕 〔下段:m <sup>2</sup> 〕	発生理由	備考
1	食満5丁目2-1	地区面積の減	約0.22 (2,155)	△約0.10 △(976)	約0.12 (1,179)	行為の制限 の解除	指定から30年 経過したため
			約0.22 (2,155)	△約0.10 △(976)	約0.12 (1,179)		

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	497 地区	497 地区
総 面 積 (B)	約 70.3 ha ( 703,610 m <sup>2</sup> )	約 70.2 ha ( 702,634 m <sup>2</sup> )
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 79.5 ha ( 794,585 m <sup>2</sup> )	
比 率 (B/A)	88.4%	88.3%

※1 令和5年1月1日現在の面積

令和5年度

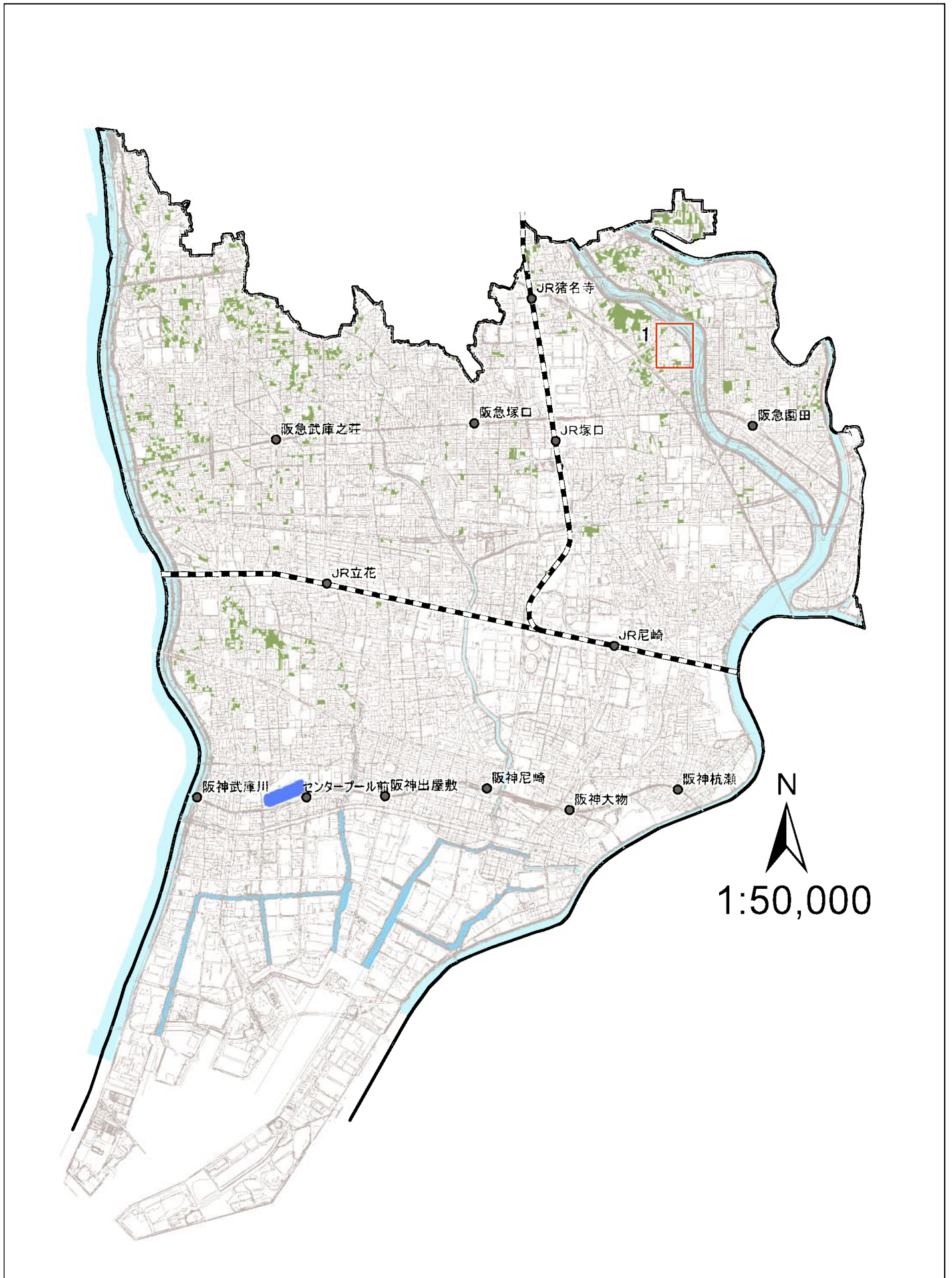
尼崎市

生産緑地地区

変更区域図

No.1

# 生産緑地地区変更位置図（令和5年度）

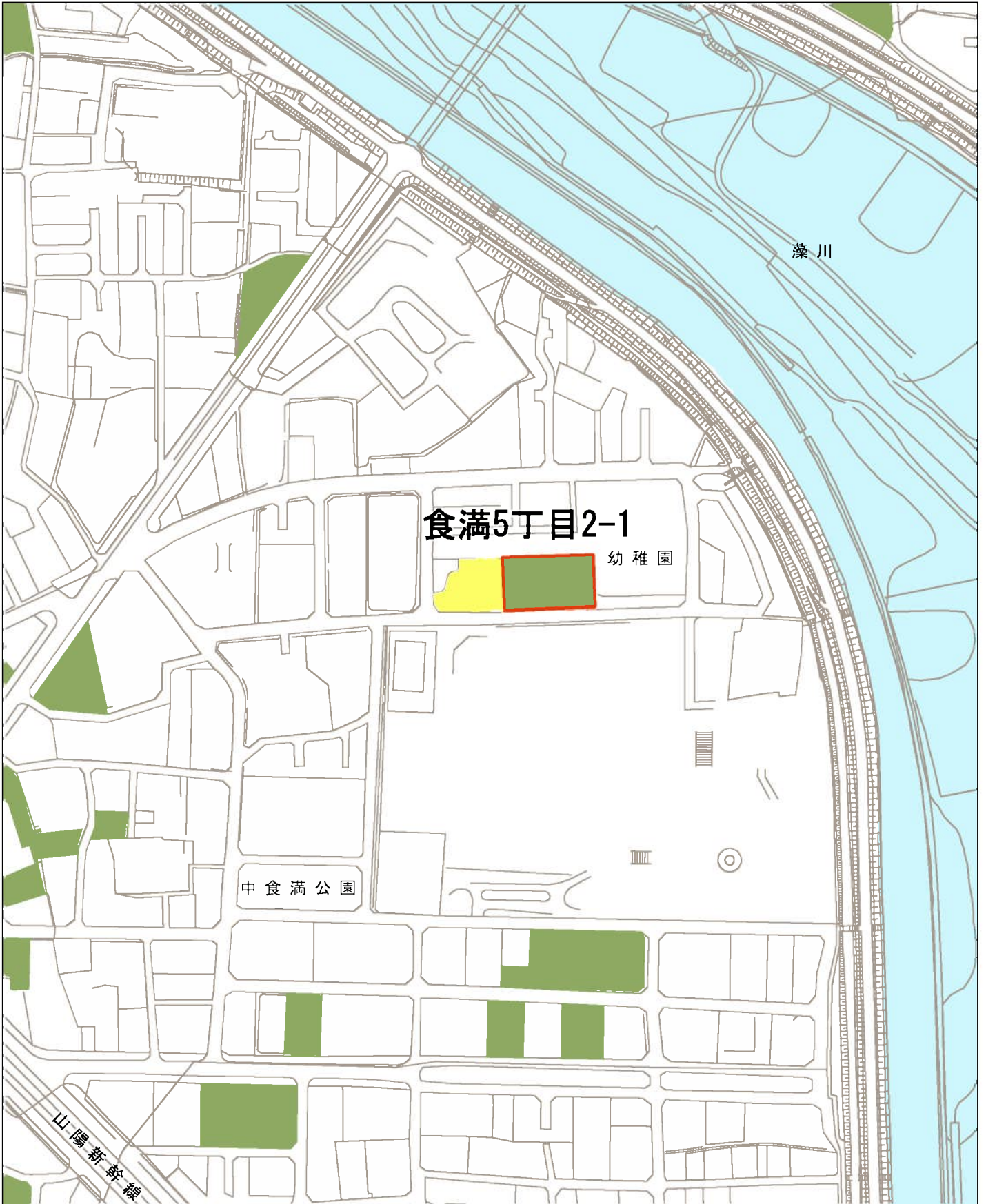


# 計画図1

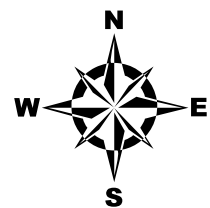
凡例

	変更後の区域
	廃止する区域
	既指定の生産緑地地区

N  
  
1:2,500




# 阪神間都市計画（尼崎市）生産緑地地区 総括図



1:10,000

凡例

 生産緑地地区 (R5)